

商品名	
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	○個人（年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方） ○当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 【保証金額 10 万円～50 万円】 安定継続した収入の有無は不問。 パート・アルバイト・主婦の方もお申込み可。 【保証金額 60 万円～100 万円】 安定継続した収入がある方。
お使いみち	○自由（事業性資金は除きます）
ご融資金額	○10 万円～100 万円（10 万円単位）
ご利用期間	○3 年毎の自動更新（70 歳の誕生日まで）
ご融資利率	○固定金利 年 13.00%
ご返済方法	○定額返済（極度スライド型） ご融資極度 返済金額 10 万円の場合 5 千円 20 万円～30 万円の場合 10 千円 40 万円～50 万円の場合 15 千円 50 万円～100 万円の場合 20 千円 毎月 10 日にご返済口座から引落としとなります。 ○上記定額返済を超える任意返済も可能 ○お利息の目安 50 万円を 1 ヶ月間（30 日で計算）ご利用になった場合 約 5,342 円
連帯保証人・担保	○連帯保証人は不要です。一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
保証料等	○保証会社へ支払う保証料はご融資利率に含まれています。
手数料等	○契約時に印紙代 200 円が必要となります。
その他	○審査によりご希望金額を変更させていただく場合がございます。お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。 * お客様の個人情報情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご

商品名

○カードローン

相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは

商品名	○カードローン
	<p>当金庫ホームページ (http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/) をご覧ください。</p> <p>(1) 現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫